



- I. 日本版司法取引-特定犯罪を定める政令および検察の運用指針について
- II. 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

2018年
3月号

I. 日本版司法取引-特定犯罪を定める政令および検察の運用指針について

執筆者: 平尾 覚

平成 30 年 6 月 1 日からの施行を目前にしている日本版司法取引ですが、徐々にその詳細が明らかになってきました。

まず、政令で定めるとされていた司法取引の対象となる犯罪(特定犯罪)ですが、先般、「刑事訴訟法第 350 条の 2 第 2 項第 3 号の罪を定める政令」が公布されました。同政令を見ますと、不正競争防止法違反といった従前から特定犯罪となることが予想されていた犯罪だけではなく、銀行法違反、貸金業法違反、保険業法違反といった業法違反を含む多岐にわたる犯罪が列挙されることとなりました。

検察当局が取り上げる財政経済犯罪のほとんどがカバーされているとあって過言ではなく、いわゆる財政経済犯罪については、ほとんどの場合、司法取引の対象となり得るといえます。

他方、最高検察庁は、平成 30 年 3 月 20 日、日本版司法取引の運用指針を全国の検察庁に通達したことを明らかにしました。報道によれば、当面は、高等検察庁の指揮の下、司法取引を行うとのことであり、当面は、司法取引の対象とする事案を慎重に選定するものと思われます。

また、司法取引に際しては、裏付け証拠の存在を重視する姿勢を示しており、司法取引に際しては、単に他人の犯罪の訴追に役立つ供述をするだけでなく、その裏付け証拠も含めて提供する等、徹底した捜査協力が求められることになると思われます。



ひらお かく
平尾 覚

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

k_hirao@jurists.co.jp

公正取引委員会、証券取引等監視委員会をはじめとする国内当局対応、行政機関との紛争対応、企業不祥事対応、訴訟対応のほか、国際カルテルや FCPA 事案等への対応その他海外当局による捜査/調査対応等を手掛ける。

本ニューズレターはリーガルサービスの提供を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

Ⅱ. 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

執筆者: 木目田 裕、高林 勇斗、國本 英資、西田 朝輝

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。
なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控えていただいております。

【2018年2月21日】

日本取引所自主規制法人、「上場会社における不祥事予防のプリンシプル」案を公表

<http://www.jpx.co.jp/rules-participants/public-comment/detail/d10/nlsgeu000002xw82-att/fusyoyiyoubouprinciple.pdf>

同プリンシプル案は、上場企業に対し、例えば以下のような指針を示しています。

【実を伴った実態把握(原則 1)】

- ・ 自社のコンプライアンスの状況を制度・実態の両面にわたり正確に把握すること(原則 1 本文)。その際、社内慣習や業界慣行を無反省に所与のものとしなないこと(解説 1-2)。

【使命感に裏付けられた職責の全う(原則 2)】

- ・ 経営陣は、実力とかけ離れた利益目標の設定や現場の実態を無視した品質基準・納期等の設定を行わないこと(解説 2-1)。

【双方向のコミュニケーション(原則 3)】

- ・ 現場が忌憚なく意見を言えるよう、経営陣が現場の問題意識を積極的に汲み上げること(解説 3-1)
- ・ 経営陣が、中間管理層に対し、現場と経営陣をつなぐハブとしての役割を明確に示し、浸透させること(解説 3-2)。

【不正の芽の察知と機敏な対処(原則 4)】

- ・ コンプライアンス違反を早期に把握し、迅速に対処すること。また、社内及びグループ会社への横展開を行い、共通の原因を解明し、それに即した業務改善を行うこと(解説 4-1)。
- ・ 業務改善に当たっては、趣旨・目的を明確にしないコンプライアンス活動や形式のみに偏ったルールへの押付けを避けること(解説 4-3)。

【グループ全体を貫く経営管理(原則 5)】

- ・ 海外子会社や買収子会社の経営管理に当たっては、言語・文化・法制度・会計基準・法制度等の違いなどによる経営管理の希薄化に留意すること(解説 5-2)

【サプライチェーンを展望した責任感(原則 6)】

- ・ 必要に応じて、受託者の業務状況を適切にモニタリングすること(解説 6-2)
- ・ 契約上の責任範囲のみにとらわれず、平時からサプライチェーンの全体像と自社の位置・役割を意識すること(解説 6-2)。

なお、日本取引所自主規制法人は、プリンシプルの前文において、仮にプリンシプルの充足度が低い場合であっても、上場規則等の根拠なしに、上場会社に対する不利益処分等を行わない旨明記しています。

【2018年2月27日】

経産省、「不正競争防止法等の一部を改正する法律案」の閣議決定を公表

<http://www.meti.go.jp/press/2017/02/20180227001/20180227001.html>

内閣は、ビッグデータ等の情報技術に対応した制度導入等を内容とする、不正競争防止法、工業標準化法等を改正する法律案を閣議決定しました。

本法律案の主な内容は以下のとおりです。

【不正競争防止法】

- ・ ID・パスワード等を付した上で提供されるデータ(自動運転車両向けの三次元地図データ、POS システムで収集した商品ごとの売上データ等)の不正取得・使用等を「不正競争」の類型に追加
- ・ いわゆる「プロテクト破り」を可能とする役務提供等を「不正競争」の類型に追加

【工業標準化法】

- ・ 認証を受けずに JIS マークを表示した法人に対する罰金刑の上限を 100 万円から 1 億円に引上げ

【2018 年 3 月 1 日】

米国司法省、非公式の場で、「FCPA corporate enforcement policy」¹⁾の適用範囲の拡大を示唆

海外報道によると、2018 年 3 月 1 日、米国司法省有価証券及び金融詐欺課詐欺部長であるベンジャミン・シンガー氏は、今後、FCPA corporate enforcement policy を、外国公務員贈賄以外の事件に対しても、拘束力のない指針として適用する予定であると発言しました。

【2018 年 3 月 2 日】

消費者庁、消費者契約法の改正案を国会に提出

<http://www.caa.go.jp/soshiki/houan/>（「第 196 回国会(常会)提出法案」ご参照）

改正消費者契約法案の主な概要は以下のとおりです。

- ・ 消費者の不安や恋愛感情等を利用した勧誘に基づき締結した契約を取り消すことができる旨を明文化
- ・ 事業者が、故意ではなく、重過失で「重要事実」を消費者に告げなかった場合にも、いわゆる「不利益事実の不告知」として取り消せるよう、要件を緩和
- ・ 「事業者が責任を自ら認めた場合に限り責任を負う」旨の契約条項は無効とする旨を明文化
- ・ 事業者が、解釈に疑義が生じない条項を作成する努力義務及び消費者の知識・経験を考慮した上で必要な情報を提供する努力義務を負うことを明文化

【2018 年 3 月 7 日】

仏 Anti-Corruption Agency、贈賄事案におけるフランス初の訴追延期合意締結を発表

海外報道によると、フランス・ナンテルの検察当局は、フランスの汚染除去関連企業及び断熱材等関連企業との間で、フランス版訴追延期合意(CJIP)を締結しました。同 CJIP は、国が株式の一部を所有する電力会社の従業員に対して贈賄を行ったことを背景とするもので、贈賄事案におけるフランス初の CJIP 締結です。

【2018 年 3 月 22 日】

「刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」及び「刑事訴訟法第 350 条の 2 第 2 項第 3 号の罪を定める政令」の公布

<http://kanpou.npb.go.jp/20180322/20180322g00058/20180322g000580003f.html>

「刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」及び「刑事訴訟法第 350 条の 2 第 2 項第 3 号の罪を定める政令」が公布されました。

これらの政令は、いわゆる日本版司法取引制度の施行日を 2018 年 6 月 1 日と定めています。また、租税に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、金融商品取引法等の罪を、日本版司法取引制度の対象となる財政経済関係犯罪としています。

¹ FCPA corporate enforcement policy については、本ニューズレター12月号(https://www.jurists.co.jp/sites/default/files/newsletter_pdf/ja/newsletter_201712_crisis.pdf)2頁(「米国司法省副長官、パイロットプログラムを恒久化することを発表」)も合わせてご参照ください。



きめだ ひろし
木目田 裕

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

h.kimeda@jurists.co.jp

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手掛けている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。



たかばやし ゆうと
高林 勇斗

西村あさひ法律事務所 弁護士

y.takabayashi@jurists.co.jp

2013年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、情報漏洩案件、独禁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。



くにもと えいすけ
國本 英資

西村あさひ法律事務所 弁護士

e.kunimoto@jurists.co.jp

2015年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件への対応等に携わっている。



にしだ あさき
西田 朝輝

西村あさひ法律事務所 弁護士

a.nishida@jurists.co.jp

2015年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、独禁法違反案件、制裁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。

当事務所危機管理プラクティスグループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事等の危機発生時の対応についてリーガルサービスを提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定等を行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。